

上越市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

上越市議会議長 飯塚義隆

上越市議会規則第1号

上越市議会会議規則の一部を改正する規則

上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「出産」の次に「、育児、看護、介護、負傷又は疾病」を加える。

第84条第2項中「出産」の次に「、育児、看護、介護、負傷又は疾病」を加える。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。